

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税の賦課に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海老名市は、個人住民税の賦課事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

全職員が毎年セキュリティ研修を受講している。

評価実施機関名

神奈川県海老名市長

公表日

令和7年3月28日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務
②事務の内容	地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例に基づき、個人住民税の賦課決定とそれに関する調査を行う。 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)や、地方税法等の規定に従い、以下の場合に使用する。 ①個人住民税の普通徴収・特別徴収の賦課決定 ②納税義務者への税額等の通知 ③賦課情報に基づく証明書の発行
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	市・県民税課税システム等(MISALIO)
②システムの機能	①課税台帳異動(税額更正、徴収方法変更)を行う。 ②課税に関連する情報(賦課期日情報、扶養情報等)を管理する。 ③課税情報(所得、控除、税額等)を照会する。 ④各種証明書・納税通知書等を発行する。
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 ()
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	①地方税ポータルシステムは、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムである。 ②このシステムでは、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。 ③地方税ポータルセンターで受付した電子データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ、審査システム(eLTAX)で受領する。 ④地方税ポータルシステムは、税務事務の効率化を図るため、税務システムと連携している。 ⑤審査システム(eLTAX)の機能は以下のとおりである。 ・個人住民税:給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンターを通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。 ・地方税ポータルセンターを通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 (地方税ポータルシステム)
システム3	
①システムの名称	国税連携システム(e-TAX)
	①国税連携システム(e-TAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムである。 ②国税庁の「電子申告書等提出システム」及び国税庁の「電子申告書等提出システム」に書面で申告した所得税申告書

②システムの機能	(2)国税庁のe-taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面でご申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ送付される。 ③国税連携システム(e-TAX)には以下の機能がある。 ・国税庁から、地方税ポータルセンターを通じて、所得税申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。 ・地方税ポータルセンターを通じて、扶養正情報等データを国税庁に送付する。 ・他の市区町村に対して、所得税申告書等データを送付する。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (地方税ポータルシステム)

システム4

①システムの名称	番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)	
②システムの機能	①宛名管理機能 既存業務システムから住民登録者データ、住民登録外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBへの反映を行う。 ②統合宛名番号の付番機能 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③付番要求機能 個人番号特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 ④情報送信機能 各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 ⑤情報照会機能 中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示する。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☒ その他 (中間サーバー)	☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

システム5

①システムの名称	中間サーバー	
	①符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。 ②情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 ③情報提供機能	

②システムの機能	③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 ④既存情報接続機能 中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 ⑦データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について、連携するための機能。 ⑧セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能。 ⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 ⑩システム管理機能 パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (番号連携サーバ(団体内統合宛名システム))
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	市・県民税課税システム等(税務LAN)
②システムの機能	①課税資料(申告書等)を登録する。 ②課税台帳異動(税額更正、徴収方法変更)を行う。 ③課税に関連する情報(賦課期日情報、扶養情報等)を管理する。 ④課税情報(所得、控除、税額等)を照会する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
市民税情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） 第16条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠となる項）第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠となる項）第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（48の項）
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
市民税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日時点で海老名市に住所を置いている者及び住民票はないが、居住実態がある者(現年度及び過年度5年分)
その必要性	個人住民税の賦課事務を正確かつ効率的に行うため
④記録される項目	50項目以上100項目未満 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	○識別情報 ・個人番号: 本人特定のため、及び情報提供ネットワークを使用するために使用 ・その他識別情報: 本人特定のため、及び本市の他業務との連携のために使用 ○連絡先等情報 ・4情報、連絡先: 本人確認を適正に行うため、及び賦課期日住所や送付先住所、氏名の管理のために使用 ・その他住民票関係情報: 納税者の配偶者・扶養親族を特定するために使用 ○業務関係情報 ・国税関係情報、地方税関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、年金関係情報: 賦課処理を適正に行うために使用
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	財務部 市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 住基担当課、生活保護担当課、障害者福祉担当課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁、年金保険者 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他の地方自治体 ） ☐ 民間事業者 （ 給与支払事業者 ） ☐ その他 （
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ LGWAN
③使用目的 ※		個人住民税の賦課処理を行うため
④使用の主体	使用部署	財務部 市民税課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		①申告書、給与報告書等の情報を市民税システムに登録する。 ②市民税システムに登録された情報を課税資料として個人住民税の賦課処理を行う ③課税証明書等の証明書を発行する。
	情報の突合	①申告情報と住民票情報を突合し、賦課対象者や未申告者を把握する。 ②申告情報と生活保護情報、障害者情報、年金情報、国税情報、地方税情報を突合し、正確な賦課処理を行う。
⑥使用開始日		平成29年4月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] （ 1 ） 件 ＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	課税資料データ作成業務	
①委託内容	確定申告書、給与報告書等の課税資料を市民税システムに登録するためのデータの作成	
②委託先における取扱者数	[10人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 アーデントスタッフ	
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託しない] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (60) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる者(別紙1を参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条(別紙1を参照)
②提供先における用途	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる事務(別紙1を参照)
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供照会があった都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	パスワードにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに生体認証を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバーへのアクセスにはID/パスワードによる認証が必要となる。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民マスター

1. 住記コード、2. 世帯コード、3. 住所コード、4. ソート用地番、5. 番地以降漢字、6. 漢字方書、7. 漢字世帯主、8. カナ世帯主、9. 英字世帯主、10. 漢字氏名、11. カナ氏名、12. 英字氏名、13. 生年月日、14. 性別、15. 続柄、16. 消除フラグ、17. 異動コード、18. 増届出日、19. 住所を定めた日、20. 住民となった日、21. 住民でなくなった日、22. 異動届出日、23. 戸籍関連情報、24. 市外住所情報、25. 外国人情報、26. 教育委員会情報、27. し尿区分、28. 特・普徴区分、29. 年金区分、30. 国保区分、31. 選挙情報、32. 除票番号、33. 業務区分、34. 成年被後見人、35. 住民区分、36. 不詳区分、37. 住民票コード、38. 前住記、39. 後住記、40. 電話番号、41. 新小枝、42. 選挙登録日、43. 民生委員コード、44. 老人医療コード、45. 市内郵便番号、46. 市外郵便番号、47. 更新日、48. 世帯消除フラグ、49. 世帯区分、50. 改正外国人情報、51. 印鑑番号、52. 印鑑状態、53. 市民カード情報、54. 住基ネット情報、55. 異動受付フラグ、56. 処理停止情報、57. 公的個人認証、58. 個人番号、59. 作成更新年月日、60. 作成更新時間、61. カナ漢字表示区分

(2) - 1 課税データベース 世帯レコード

1. ロケーション、2. 住記コード、3. 徴収番号、4. 特徴番号、5. 課税区分(普徴)、6. 課税区分(特徴)、7. 最新課税区分(普徴)、8. 生保ビット、9. 発送ビット、10. 繰越年度、11. 無収入ビット、12. 非居住者ビット、13. 申請書発送済チェックビット、14. データ票フラグ、15. 特・普区分、16. マル特區分、17. 新規転入ビット、18. 短期譲渡ビット、19. 長期譲渡ビット、20. 受け住記、21. 配偶者控除、22. 老年者控除、23. 配偶者特別控除、24. 特定扶養、25. 老人扶養、26. 老人扶養内同居、27. 普通扶養、28. 扶養普通障がい、29. 扶養特別障がい、30. 扶養特別障がい内同居、31. 呼出フラグ、32. 年少加算(16歳未満)、33. 予備1、34. 予備2、35. 予定異動コード、36. 異動フラグ

(2) - 2 課税データベース 資料レコード

1. ロケーション、2. 申告種類、3. 簿冊、4. 連番、5. データ処理日

(2) - 3 課税データベース 課税レコード

1. ロケーション、2. 区分、3. 住民コード、4. 徴収番号、5. 異動コード、6. 受け区分、7. 特徴番号、8. 営業所得、9. 農業所得、10. その他の事業所得、11. 不動産所得、12. 利子所得、13. 所得税配当所得、14. 住民税配当所得、15. 外国証券配当所得、16. 給与所得、17. 雑所得、18. 総合譲渡所得(一時)、19. 繰越損失等、20. 平均課税対象額、21. 所得税総合所得計、22. 住民税総合所得計、23. 予備1、24. 山林所得、25. 超短期土地等の譲渡にかかる事業所得、26. 土地等の譲渡にかかる事業所得、27. 短期譲渡所得一般、28. 短期譲渡所得軽減、29. 長期譲渡所得一般、30. 長期譲渡所得特定、31. 分離配当所得(上場)、32. 長期譲渡所得軽減、33. 株式譲渡所得(上場)、34. 退職所得、35. 先物取引、36. 分離所得計、37. 分離特別控除前、38. 株式譲渡所得(未公開)、39. 株式譲渡差引繰越損失額、40. 先物取引差引繰越損失額、41. 予備5、42. 専従者受給、43. 専従者支払、44. 配当割除等合計、45. 課税標準額総合課税分、46. 課税標準額山林、47. 課税標準額分離課税分、48. 予備8、49. 所得税控除額計、50. 住民税控除額計、51. 雑損控除、52. 医療費控除、53. 社会保険料控除、54. 小規模企業共済等掛金控除、55. 所得税生命保険料控除、56. 住民税生命保険料控除、57. 個人年金支払額控除、58. 所得税損害保険料/地震保険料控除、59. 住民税損害保険料/地震保険料控除、60. 旧長期損保支払額控除、61. 所得税寄付金控除、62. 住民税寄付金控除、63. 所得税配偶者特別控除、64. 住民税配偶者特別控除、65. 配偶者合計所得、66. 障害者控除、67. 老年者控除、68. 寡夫控除、69. 寡婦控除、70. 勤労学生控除、71. 配偶者控除、72. 特定扶養控除、73. 老人扶養控除、74. 普通扶養控除、75. 年少加算(16歳未満)、76. 予備9、77. 所得税基礎控除、78. 住民税基礎控除、79. 控配ビット、80. 老配ビット、81. 配特ビット、82. 夫有リビット、83. 妻有リビット、84. 特定扶養ビット、85. 老人扶養ビット、86. 老人扶養内同居ビット、87. 普通扶養ビット、88. 本人普通障害ビット、89. 本人特別障害ビット、90. 扶養普通障害ビット、91. 扶養特障ビット、92. 扶養特障内同居ビット、93. 未成年ビット、94. 老年者ビット、95. 寡婦一般ビット、96. 寡婦特定ビット、97. 寡夫ビット、98. 勤労学生ビット、99. 年少加算(16歳未満)ビット、100. 予備10、101. 老年者非課税ビット、102. 均等割のみビット、103. データ非課税ビット、104. 非課税ビット、105. 青色申告配偶者専従者ビット、106. 青色申告その他専従者ビット、107. 白色申告配偶者専従者ビット、108. 白色申告その他専従者ビット、109. 青色申告ビット、110. 所得税ビット、111. 受専従青色申告ビット、112. 受専従白色申告配偶者ビット、113. 受専従白色その他ビット、114. 税変理由コード、115. 税務署通報ビット、116. 申告書非発送ビット、117. 繰越発送年度ビット、118. 納付書不要ビット、119. 非居住者等ビット、120. 合特希望ビット、121. 所得区分、122. 総合課税所得税額、123. 分離課税所得税額、124. 外国税控除、125. 年税額、126. 既課税済額、127. 差引納付税額、128. 市総合課税分、129. 市山林所得、130. 市超短期土地等の譲渡にかかる事業所得、131. 市土地等の譲渡にかかる事業所得、132. 市短期譲渡所得一般、133. 市短期譲渡所得軽減、134. 市長期譲渡所得一般、135. 市長期譲渡所得特定、136. 市分離配当所得(上場)、137. 市長期譲渡所得軽減、138. 市株式譲渡所得(上場)、139. 市先物取引、140. 市株式譲渡所得(未公開)、141. 市調整減税、142. 市税額控除配当分、143. 市税額控除外国税分、144. 市配当割控除等、145. 市所得割、146. 市均等割、147. 市年税額、148. 県総合課税分、149. 県山林所得、150. 県超短期土地等の譲渡にかかる事業所得、151. 県土地等の譲渡にかかる事業所得、152. 県短期譲渡所得一般、153. 県短期譲渡所得軽減、154. 県長期譲渡所得一般、155. 県長期譲渡所得特定、156. 県分離配当所得(上場)、157. 県長期譲渡所得軽減、158. 県株式譲渡所得(上場)、159. 県先物取引、160. 県株式譲渡所得(未公開)、161. 県調整減税、162. 県税額控除配当分、163. 県税額控除外国税分、164. 県配当割控除等、165. 県所得割、166. 県均等割、167. 県年税額、168. 普徴期別割税額、169. 特徴受給者番号、170. 特徴納入月、171. 特徴異動年月日、172. 特徴開始月、173. 特徴納入済額、174. 特徴月割額、175. 過年度理、176. 過年度納付月、177. DATA番号、178. 過年度異動ビット、179. 氏名、

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
市民税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	1. 対象者が多数表示される一覧系の画面及び帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 2. 個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。
リスクへの対策は十分か	十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
1. 不適切な方法で入手が行われるリスク 申告書や給与支払報告書などの課税資料について、地方税法施行規則に基づく様式への記載事項により入手するものであり、不適切な方法で入手することはない。 2. 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 本人からの申告等の場合には、個人番号カードまたは通知カード・身分証明書などのより確認を行う。その他の課税資料については、個人番号、住所、氏名、生年月日等の確認を行う。 3. 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク 課税資料の送付先については、提出を周知することで送付先誤りを防止するとともに、課税資料を分類・付番することで整理を行い、鍵付きの書庫に保管している。また審査システム(eLTAX)や国税連携システム(e-TAX)から入手はLGWAN回線を使用しており、入手時に漏えいすることはない。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	1. 個人番号利用業務以外または個人番号を必要としない業務から市民税情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供する。 2. 他業務からアクセスされる市民税情報の基本情報を保持する市民税データベースと、特定個人情報を含むファイルを切り離して管理している。
リスクへの対策は十分か	十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	行っている <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1. 操作端末にログインする際に、職員証を認証カードとして使用し、認証カードとパスワードによる認証を行っている。 2. パスワードについては、半年毎に更新をしている。 3. 市民税システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。
その他の措置の内容	なりすまし防止策への対応として、一定時間経過で再度カード認証が必要となる仕組みを実装している。
リスクへの対策は十分か	十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
1. 従業者が事務外で使用するリスク及び、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定できるよう記録する。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容	1. 目的外利用の禁止 2. 特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 3. 特定個人情報の提供の禁止 4. 無断複製・複写の禁止 5. 情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負う		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない
具体的な方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
1. 情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と能力を確認する。委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適宜確認する。 2. 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために委託作業者の名簿を提出させる。 3. 特定個人情報ファイルの取り扱い記録 契約書等に基づき、委託業者が実施していることを適宜確認する。 委託業者から適宜セキュリティ対策の実施状況の報告を受ける。			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に提供・移転先から依頼文を提出してもらい、内容を審査したうえで必要な情報のみを提供することとしている		
その他の措置の内容	「サーバー室等への出入権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
1. 不適切な方法や誤った情報、誤った相手に提供・移転が行われるリスク 庁内システムを利用した移転について、特定の業務システム及び権限者以外は情報照会ができないよう設定するとともに、アクセスログを記録している。			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
＜番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置＞ ①番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 ②番号連携サーバーは自機関向けの中間サーバーとだけ通信及び特定個人情報の入手、提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。また、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ＜番号連携サーバーの運用における措置＞ ①番号連携サーバーの職員認証・権限設定において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、正確性を担保している。 ＜中間サーバーソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作やオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバープラットフォームにおける措置＞			

①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。

②中間サーバプラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバプラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

③特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバプラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

④中間サーバと団体については、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することにより安全性を確保している。

＜中間サーバの運用における措置＞

①中間サーバの職員認証・権限設定において、人事異動や権限変更等が発生した場合は、人事情報を適宜反映することで、正確性を担保している。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分にを行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		

その他の措置の内容	データバックアップを毎日実施し、バックアップデータは外部に保管・施錠している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
1. サーバへの不適切なアクセスによる情報漏洩のリスク パスワードにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに生体認証を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスにはID/パスワードによる認証が必要。 2. 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク 課税資料からの賦課決定に必要な情報は、毎年度使用するデータを入手することとなる。また、宛名情報は、システム連携により更新処理を行っている。 3. 特定個人情報が消去されずに存在しつづけるリスク 紙媒体の課税資料およびシステム上のデータについて、保存期限を過ぎたものは廃棄・消去している。		

8. 監査	
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない ☐ 十分に行っていない
具体的な方法	1. 個人情報を扱う職員(臨時職員、委託職員含む)に対し、初任時及び随時、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	海老名市 市長室 文書法制課 〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話 046-235-4542(直通)
②請求方法	個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	海老名市 財務部 市民税課 〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話 046-235-8594(直通)
②対応方法	電話や窓口において受付を行い、受付帳を作成し、記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年9月20日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	I-6-② 所属長	市民税課長 石黒 貴博	市民税課長	事後	
令和4年1月25日	I-2-①(システム1)	市民税課税システム	市・県民税課税システム等(MISALIO)	事後	
令和4年1月25日	I-2-②(システム1)	①課税資料(申告書等)を登録する。 ②課税資料より個人住民税税額を算定し、課税	①課税台帳異動(税額更正、徴収方法変更)を行う。	事後	
令和4年1月25日	I-2-③(システム1)	[○]宛名システム等	[○]情報提供ネットワークシステム [○]庁内連携システム	事後	
令和4年1月25日	I-2-①(システム6)	記載なし	市・県民税課税システム等(税務LAN)	事後	
令和4年1月25日	I-2-②(システム6)	記載なし	①課税資料(申告書等)を登録する。 ②課税台帳異動(税額更正、徴収方法変更)を	事後	
令和4年1月25日	I-2-③(システム6)	記載なし	[○]宛名システム等 [○]税務システム	事後	
令和4年1月25日	V-1-①	2015/9/17	2022/1/25	事後	
令和4年9月20日	V-1-①	2022/1/25	2022/9/20	事後	
令和7年3月28日	I-4	番号法第9条第1項 別表第一16の項	番号法第9条第1項 別表24の項	事後	
令和7年3月28日	I-5-②	番号法第19条第8号 別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省	事後	
令和7年3月28日	II-4-③	未定	株式会社 アーデントスタッフ	事後	
令和7年3月28日	II-5	番号法第19条第1号、同条第8号別表第二及び同条第9号に掲げる者(別紙1を参照)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省	事後	
令和7年3月28日	II-5-①	番号法第19条第1号、同条第8号別表第二及び同条第9号(別紙1を参照)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省	事後	
令和7年3月28日	II-5-②	番号法第19条第1号、同条第8号別表第二及び同条第9号に掲げる事務(別紙1を参照)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省	事後	
令和7年3月28日	IV-1-②	海老名市個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律	事後	